

より快適な住まいのために

住まいるサポートガイド

管 理 会 社

なでしこホーム(有) ひろこう 弘光

03-5916-0455

ご入居者の皆様へ

このたびは、ご入居いただき誠にありがとうございます。

本ガイドは、ご入居中によくあるトラブルの対処法や
日常のメンテナンスについてまとめたものです。

是非ご一読いただき、お手元で大切に保管して下さい
ますようお願いいたします。

不明な点や緊急のトラブルは、本ガイドをご確認の上、
下記までご連絡ください。

AM9:30～ PM18:30	有限会社 <small>ひろこう</small> 弘光	TEL 03-5916-0455
PM18:30～ 翌 AM10:00	TOKAI 緊急連絡センター	TEL 03-3988-5554

「緊急」は、24時間・365日

お住まいのトラブルをコールセンターにて対応しています。

(有) ひろこう 弘光の終業後(PM18:30～翌AM10:00)および
定休水曜日・第三火曜日は TOKAI にご連絡ください。

※一部対応していない物件もございます。

日常のメンテナンス



●コンセント

1. アース線つなぎ口がある場合は、必ずアース線をつなぎましょう。
2. タコ足配線はしないでください。スイッチやコンセント、プラグ等のカバーが壊れたら、すぐ取り替えてください。またコンセントに濡れた手で触らないでください。
3. プラグを抜く時は、コードを引っ張らず、プラグを持って抜いてください。
4. コードを画びょうで留めたり、釘などに巻きつけたりすることはやめてください。

●照明器具

天井の引っ掛けシーリングに差し込んでひねり、確実に取り付けてください。重いものは、引っ掛けシーリングに付いている金具を利用して補強してください。シャンデリアのように特に重い器具は、天井を補強しなければならない場合もあります。但し、**コンクリートに釘等を打つことは禁止されています**ので、ご注意ください。

●エアコン

エアコンの取り付けは専門業者に依頼し、エアコン専用のコンセントを利用して指定された場所(既存のスリーブ)に取り付けましょう。壁に新たなスリーブの設置は禁止です。建物に対するねじの穴あけが最小限になる設置方法にしてください。

1. 冷房シーズン終了後、または1ヵ月以上使用しない時は晴天時に半日送風運転をして機械内部を十分に乾燥させてください。
2. 冷暖房運転を始める時には 24 時間前に必ず電源を入れてください。電源を入れてすぐに始動するとコンプレッサーの潤滑不良で故障の原因になります。
3. 冷暖房シーズンは電源ブレーカーを切らないでください。
4. 暖房シーズンに停電が数時間以上続いた時には、電源が回復し 2 時間以上経過してから運転してください。

●ガス

1. ガスの種類に合ったガス器具を選びましょう。
供給されるガスは地域によって異なります。ガス器具を交換する場合は、供給されるガスに合わせた、安全マーク・合格マーク付器具をお選びください。
2. レンジファンを回して換気しましょう。
ガス器具を使用する時は、レンジファンを回したり、窓を開けるなど換気に注意しましょう。室内の換気スリーブも開けておきましょう。



貸室内に設置されている設備機器類は、備え付けの取扱説明書がある場合はよく読んで、ご利用ください。

借主様の取り扱いミスや手入れ不足で生じた故障の修理費は、借主様の負担となります。貸室内および共用各所で建物・設備の故障等を見つけた場合は、直ちに弘光までご連絡ください。

[日常の清掃の目安]

機器類の日常清掃は下記の頻度で実践してください。

レンジフードのフィルター	2週間に1回
エアコンのフィルター	2週間に1回
洗濯機のフィルター	2週間に1回
乾燥機のフィルター	使用毎
ガスコンロのバーナーキャップ、点火口	1ヵ月に1回
水洗蛇口のストレーナー(吐水口キャップ)	3ヵ月に1回
キッチン・洗濯機置場・浴室の排水口	1ヵ月に1回
浴室換気・乾燥機のフィルター	3ヵ月に1回

●玄関ドアシリンダー

シリンダーから鍵を出し入れしにくい時、CRCのような油は使わないでください。ホコリがつきやすくなり、かえって逆効果になります。錠前専門の粉末状の潤滑材をお使いいただくか、鍵の両面に鉛筆の芯を削った粉をつけて、鍵穴に入れて2～3回まわすとスムーズになります。

●ドア・ふすま・障子

ドアを開閉しにくい時は、ちょうつがいをチェックしてください。ちょうつがいのねじを締め直し、オイルを注入してください。ガラス入りのドアは破損防止のため、開けておくときはあおり止めのフックをかけるようにしましょう。ふすまがそってしまった時は、しばらく裏表を逆にして使用すると直ることがあります。



INDEX

1. 緊急時の対処法(3～6ページ)

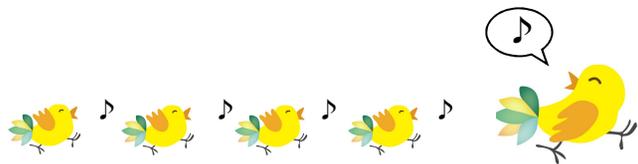
- 非常ベルが鳴ったら
- 火災発生！
- ガス漏れ警報器が鳴ったら
- ガスが止まった！
- 地震発生！
- 停電したら
- 鍵の紛失で家に入れない！
- 盗難発生！
- トイレの水が出ない・止まらない！

2. トラブルチェックリスト(7～8ページ)

玄関・キッチン・浴室・トイレ・水まわり

3. 日常の注意点・メンテナンス(9～10ページ)

- 日常の清掃の目安
- 設備のメンテナンス



緊急時の対応

地震や火災などの非常事態では、冷静な判断と行動が大切です。普段から消火器の設置場所や避難経路などを確認し、命を守る準備をお願いいたします。

非常ベルが鳴った！

火災の発生など、ご入居者様に緊急事態の発生を知らせています。すみやかに安全な避難・対処をしてください。また火災を発見したら、共用廊下などにある火災報知機のボタンを押してください。建物内に非常ベルが鳴ります。これは消防署へ通報するためのものではなく、建物内の人々に火災を知らせるもので、これによって消防車が出動することはありません。(緊急時には「建物賃貸借契約書」に基づき、事前連絡なしで貸室内に警備用の鍵を使って立ち入ることがあります)

火災が発生した！

天ぷら鍋の発火など、早い時期の発火を確認した場合は、大声で家族に知らせると同時に、慌てず消火器による初期消火を行いましょう。すでに火が燃え上がり消火器では消火できないと判断した場合は、大声で近隣に知らせると同時に、火災報知機のボタンを押します。119番通報など周囲の協力を求めてください。避難経路は、玄関とバルコニーの2方向にあります。バルコニーから避難する場合は、煙を吸わぬよう濡れタオル等で目と鼻を覆いながら隔板を破って隣に避難するか、「避難はしご(避難ハッチ)」を利用して階下に避難できます。近隣で火災が起きた場合は、バルコニーの洗濯物など延焼の可能性のある物を室内に移動させ、火や煙が室内に入らないよう窓や玄関を閉めてください。

火災を起こしてしまった！

ご入居者様の過失により失火や爆発事故などを起こし、家主に法律上の賠償責任を負わなければならない時には、賃貸契約時にご加入いただいた火災保険が適用されます。事故後すぐにご連絡ください。保険の申請には「**り災証明**」が必要になります。り災証明とは、火災で建物や家財が燃えた時、消防で火災があった事を証明するもので、消防職員が災害(火災)現場を確認・調査していないと発行できません。燃えた状況や燃えた物又は損壊等の被害の事実が確認できない場合は、証明書を発行できない場合があります。最寄りの消防署に、早急にり災証明の申請を申し出てください。